

赤道原則対象プロジェクトにおける同原則の一部不遵守に関する
TCFD レポート及びサステナビリティレポートの訂正について

2023 年度に、当社が採択するサステナビリティ関連イニシアティブの遵守状況を社内で検証しました。

その結果、赤道原則に関して、2020 年 7 月に改訂された同原則第 4 版が適用される貸出案件について、同原則が完全には遵守されていない点があったことが判明しました。

同原則第 4 版では、環境・社会に対して一定以上の潜在的なリスク、影響を及ぼす可能性があるプロジェクトについて、以下の 2 点を融資契約書に盛り込み、貸付人は赤道原則の遵守状況を定期的に確認することが定められています。

- ① 借入人は、全ての重要事項に関して環境・社会マネジメントプラン（以下、ESMP）及び、必要に応じて赤道原則アクションプランを作成し、これを遵守すること
- ② 借入人は、それらの遵守状況等を記載した定期報告書を貸出人に提出すること

こうした確認プロセスについて、当社は、TCFD レポート及びサステナビリティレポートにおいて、大要、重要な項目を遵守する旨を融資契約書に反映させており、それらの重要項目の遵守状況を報告書等によって定期的に確認している旨を記載しています。また、当社が発行しているグリーンボンドのフレームワークにおいて、調達資金を充当する赤道原則適用対象プロジェクトについて、借入人が提出する定期報告書に基づいて赤道原則の遵守状況を確認することとしています。

今回の社内検証の結果、ESMP の作成と遵守状況の定期的な確認が出来ていないことが判明しました。当社は、この事態を真摯に受けとめ、すべての赤道原則適用対象プロジェクトのうち、まずは当社のプライマリー案件（プロジェクトの融資組成時より当社が取組している案件）に対し追加の社内調査または外部コンサルタントによる ESMP の遵守状況の重点的な調査を行い、適切な確認が不十分であったプロジェクトに関して借入人への対応要請等の所要の措置を講じ、事後的に当該遵守状況の確認を実施いたしました（グリーンボンド発行による調達資金を充当した赤道原則適用対象全プロジェクトについては同様の対応を実施し、当該遵守の確認が個別にできております。）。

また、上記追加調査対象で ESMP 遵守状況を判定できていなかった一部のプロジェクト、及びセカンダリー案件（プロジェクトの融資組成後、取組金融機関より当社が債権譲渡を受けた案件）についても同様の調査を行い、遵守状況を確認しました。

当社は、完了した調査の結果を基に、こうした不備が発生した原因分析を行った上で、赤道原則遵守状況の確認プロセスの明確化、社内の関連部署間における相互チェック体制の構築、関連部署の増員等

の手当てを講じ、赤道原則遵守体制の整備を図りました。あわせて、再発防止策として、赤道原則適用対象プロジェクト取組時の留意事項について、社内関係者への周知を図りました。引き続き、赤道原則適用対象プロジェクトの取組の習熟度を向上させ、適切な運営を継続してまいります。

以上